

監査公表第19号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年3月21日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰

監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

監査結果の措置対象

指定管理者 公益社団法人新城市シルバー人材センター
指定管理施設 新城市鳳来高齢者生きがいセンター
所管部課 健康福祉部高齢者支援課

監査結果報告年月日

令和7年1月24日

監査結果に対する措置通知年月日

令和7年2月13日

講じた措置等の内容

【健康福祉部高齢者支援課】

《意見1》

高齢者生きがいセンターの指定管理については、会員利用者の減少や施設の老朽化など課題が多い。新城市の高齢者支援政策のあり方とあわせて、高齢者生きがいセンターの位置づけを早急に検討していただきたい。

《検討状況》

高齢者生きがいセンターは、新城市高齢者福祉計画2029の基本目標Ⅰ施策1「フレイル・介護予防活動の推進」及び、基本目標Ⅲ施策6「はつらつ世代の活動の充実」に施策として掲げられ、高齢者の豊富な経験と知識を活用し、地域の特性を生かした社会活動を推進することを目的としています。就業活動及び創造活動を通じて、高齢者が孤立することなく社会参加を継続することで、心身の健康を保ち、住み慣れた地域で可能な限り自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を実現する拠点のひとつとして位置づけを検討していきます。

また、高齢者の生活の質の向上だけでなく、地域社会の持続性を高める観点からも、地域交流の場及び生涯学習の場としても活用できないか庁内関係課等と連携を深める必要があると考えています。

ただ、いずれの施設も老朽化が進んでいることから、施設の状態や利用状況等を考

慮し、指定管理者と協議をしながら施設の活用方法や集約化を検討していきます。